

二〇一七年五月

トシネル建設工事に従事して紛  
じんを吸い込み、じん肺を発症し  
た元労働者62人が工事賠償の  
ゼネコン6社に損害賠償と被害根  
絶などを求め、全国7地裁に提訴せ  
て提訴しました。原告は被害補償  
基金の創設、そのための制度法制  
化を強く求めてます。しかし  
が、ゼネコン各社は基金に反対し  
法制度化に賛を置けてます。全社  
の被害者の救済を迅速に進めたい  
が、裁判を経ながら組みをつくる  
ことが必要です。ゼネコン各社は  
姿勢を改め、基金創設に応じて被  
害を引き受けた企業としての責任  
を果たすべきです。

主張

## トンネルじん肺

伴つといも少なくありません。有効な治療方法はなく、重複化するといふと酸素ボンベを手放せず、横になって寝るなどできません。苦しみをもたらします。労災の適用对象ですが、苦痛に対する補助の仕組みはありません。

に吸うする」とで発症します。肺組織が線維化し、せきやたんが続き、呼吸困難を引き起こします。防じん対策や健康管理が不十分な労働環境に置かれた労働者が発病し、最古の職業病といわれています。症状は時間をかけて不可逆的に行き、肺がんなどの合併症を発症し、じん肺になつた労働者は相当な人数にのぼります。企画がじん肺に侵された労働者謝罪も補償もしない中で、「泣寝入りできない」と患者の方が立ち上がり1980年代末からトンルじん肺訴訟などを提起して全国各地でたたかいました。これま

## 被害根絶と補償基金の創設を

いじが必至じゃ。わが八ヶ郷社は、  
祭事を改め、掛金創設したが、被  
害たてに起しつた企業としての責  
任を負たゞべきです。

の苦しみをもたらします。劣化の原因ですが、精神に対する理解の仕組みはありません。

の訴訟では、元請け企業であるセネコンの安全配慮義務違反の司法判断をかりとり、和解を成立させてしましました。この結果、和解金支払いの統一基準を確立しました。

この責任をめぐらしては、じん肺を防ぐ規制権限を行なってこなかつたことを認める原田勝利の判決が庄園的に多い職歴を証明するには、大変な時間と労力がかかります。発症するまで長い時間がかかることがあります。発症するより、必要な資料がつたことより、必要な資料が散逸していたケースもあります。

に従事し、じん肺になった労働者は相当な人数にのぼります。企業や国がじん肺に優先された労働者を謝罪も補償もしない中で、「泣き寝入りできない」と患者の方が立ち上がり、1990年代末からトランブルじん肺訴訟などを提起して全国各地でたたかいました。これまでの工事現場の作業歴の立証責任を負はせようとしたが、労働者が立証するには、元労働者が一つ一つを語り出すのが大変でした。そこで、労働者が立証する立証責任を負うべきではないかと、裁判所に訴えました。

数の議会議員が賛同しています。  
救済法成立を拒むセネコノ各社  
と業界団体・日本建設業連合会に  
道理はありません。基金創設に応  
じて謝罪し懲りの立場を明確にす  
べきです。それにもかかず発行止と  
被書根絶への道です。先延ばしは  
これ以上許されません。